

平成30年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成30年7月26日(木)
午後2時00分から午後2時50分まで
 - 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
 - 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
 - 4 事務局 吉岡課長、五十嵐係長、鈴木主査、薄田主任主事
 - 5 傍聴者 2名
 - 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (1) 印西市情報公開条例の解釈運用基準の修正について
(報告) 【公開】
 - (2) 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告) 【公開】
 - 4 閉会
 - 7 議事
 - 議題1 印西市情報公開条例の解釈運用基準の修正について(報告) 【公開】
- 事務局 <資料による説明>
- 会長 今回修正する解釈運用基準というのは、情報公開制度の中では、まず条例があって、これを議会が定めて、そのあと市長が規則を定めますが、実際に取り扱うときには、運用について考えなくてはいけないこともある。解釈という形になりますが、統一的取扱いを図るための、自治体サイドの一種の宣言文というようなことで位置付けられているものです。したがって、議決を経るというものではないので、今回も、審査会への諮問という形ではなく、このように運用して行きますということの報告になるようなんですが、それについ

て質疑応答をするということによろしいですか。

事務局
会長

はい。
内容に関して、あと若干の補足をしますと、今、逐次ご説明があったところではありますが、大まかに言うと、情報公開条例に基づいて、何らかの決定をする、いわゆる行政処分に関して、不服があるという方が、意思表示をするための制度というのが行政不服審査法という法律で別に設けられているのですが、この制度が変わったことに伴って、情報公開条例の改正が行われています。条例を動かしたということは、条例にぶら下がっている、宣言についても、動かさなければいけないということで、今回の修正に至っている。そういう経緯になるということによろしいでしょうか。こういったことを前提として、何か質問等ございませんか。

委員
会長
委員

では、文言について
はい、どうぞ
資料1の8ページの3、「本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由を並びに開示する日を書面で通知するものとする。」とあるのですが、この「理由を」の「を」は要らないのではないかと思います。

事務局
委員

はい、ご指摘のとおりです。
それから、10ページの「解釈及び運用」の2ですが、ここでは、「第29条に規定する公文書以外の公文書」となっていますが、条文では第19条となっているので、誤りではないかと思います。

委員
会長

19条ではないですか。
19条でいいと思います。2項の冒頭の方で、「実施機関は、」の後ろのところですね。

委員
会長

それについて言っているわけですよ。
この囲みの中の文章の解釈に関する話ですから、おかしいですね。

事務局
委員

はい、ここは19条となります。
同じ2のところですが、「第19条に規定する公文書以外の公文書とは、平成10年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書」の次に「を」が抜けているのではないですか。

会長
事務局

直す前の文章に問題があったようですね。
大変申し訳ございません。

委員

それから、12ページの一番下の経過措置ですが、「この条例の際現に～」となっていますが、これで良いのでしょうか。

会長
事務局

「施行の際」でしょうね。
「施行の際」だと思います。

会長
事務局

この経過措置を訂正しますか。
条例の公布文がこのようになっているのか、誤植なのか確認いたします。

会 長 是非お願いします。公布文がこうなったら改正しないといけないですね。

事務局 はい。

委 員 WEB 上では条例自体やはりこうなってます。

事務局 まずは元になる議決書を確認させていただきます。

会 長 お願いします。

会 長 その他、ご質問等がありましたらお願いします。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 では、議題 1 について、終了します。

●議題 2 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について (報告)

事務局 <資料による説明>

会 長 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問等ありましたらお願いします。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 まず 1 ページ目の請求等の状況の説明で、107パーセントという数字と87パーセントという数字を言っていましたが、数字は前年対比ですか。

事務局 はい、左様でございます。

会 長 107パーセントというのは、2倍になったという意味ですか。

事務局 7パーセントの増ということです。

会 長 そういう意味ですね。では87パーセントというのは13パーセントの減という意味ですね。

事務局 はい、左様でございます。

会 長 はい、分かりました。すべての数字はそう理解をしていただければよろしいと思います。もう一つですが、11ページの申出の処理状況の7番から13番までが、同じような内容の文書一切ということになっています。これらに対して、一には不存在で回答していて、一には存否応答拒否で回答しているというのはどういうことですか。

事務局 この件につきましては、原課とのやり取りの中で、不存在と存否応答拒否が混在すると回答の意味に影響が出てしまう旨の説明はしましたが、結果的にこのような回答になりました。

会 長 このように一覧になると文書の存在が直ぐに分かってしまい、これでは存否応答拒否を行う意味がないですね。

事務局 はい。

会 長 他にご意見・ご質問はありますか。

各 委 員 (意見・質問なし)

会 長 ないようでしたら、議題2について、終了します。
すべての議事が終了しましたので、これで審査会を閉会します。

【当日使用した資料】

1. 印西市情報公開条例の解釈運用基準の修正について（報告）
 - (1) 資料1 印西市情報公開条例の解釈運用基準（案）
 - (2) 参考資料 印西市情報公開条例の解釈運用基準（現行）
2. 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）
 - (1) 資料2 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成30年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会の会議録は、事実と相違ないので、当審査会は、これを承認する。

平成30年8月13日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文